

# 自転車総合保険のご案内

拝啓 保護者の皆さまにおかれましては益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、交通事故による死傷者数の増加が大きな社会問題となっている昨今、自転車により通学されるお子さまをお持ちの保護者の皆さまにおかれましては、日頃からご心配の絶えないことと存じます。

今般、このような不慮の事故に備え、少しでもお役に立てるよう「自転車総合保険」をご案内申し上げます。

「自転車総合保険」は、交通事故の深刻さに鑑み、特に危険度の高い自転車事故について補償をさせていただくものです。通学中はもちろんのこと、レジャー中などの日常生活における自転車に搭乗中の事故が幅広く対象になります。

この機会に是非ご加入いただきますようお願い申し上げます。

敬具

## この保険のメリット・概要

1. 自転車事故にスポットをあてた保険です。  
自転車事故に補償を絞っておりますので、24 時間補償の保険に比べて保険料が割安です。
2. 自転車搭乗中の損害賠償事故も対象となります。  
※上記 1、2 とも日本国内のみの補償となります。
3. この契約は高知県高等学校 P T A 連合会を保険契約者とし、お子さまを被保険者（補償の対象）とする団体契約です。被保険者数が 20 名以上の場合には団体割引が適用になります。（後記保険料表は被保険者数 20 名の場合の内容です。）

**自転車事故による、お子さまのケガや損害賠償事故を補償します。**

### ★補償の対象となる「自転車事故」とは…

お子さま（被保険者）が

①自転車に搭乗中の事故

②自転車に搭乗していない場合の自転車との事故

をいいます。

★次のような事故を補償します。（日本国内のみ）

|                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                        |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>自転車搭乗中にケガをした</p>          | <ul style="list-style-type: none"><li>●自転車搭乗中に転倒してケガをした。</li><li>●自転車搭乗中、自動車にはねられた。</li><li>●歩行中、自転車にぶつけられた※。</li></ul> <p>このような事故にあってケガをした場合に、<br/>保険金をお支払いします。</p> <p>（※相手が自転車であれば、被保険者が歩行中の事故も補償の対象になります。）</p>                      |
| <p>自転車搭乗中に他人にぶつかりケガをさせた</p>  | <p>自転車搭乗中に</p> <ul style="list-style-type: none"><li>●他人にぶつかりケガをさせた。</li><li>●店の看板にぶつかり、壊した。</li></ul> <p>このような事故によって、法律上の損害賠償責任を負われた場合に補償します。</p> <p>&lt;被保険者の範囲&gt;<br/>損害賠償事故では、「お子さまご本人」に加え、「お子さまと生計を共にする同居のご家族の方」も補償の対象となります。</p> |

## <保険金額と保険料> (団体割引5%適用)

### ①1年間補償プラン (保険期間：平成25年4月1日午後4時から平成26年4月1日午後4時まで1年間)

| 1年間コース                |             | 保 険 金 額 |         |         |
|-----------------------|-------------|---------|---------|---------|
|                       |             | Aセット    | Bセット    | Cセット    |
| 傷<br>害                | 死亡・後遺障害保険金額 | 8,000千円 | 4,400千円 | 2,900千円 |
|                       | 入院保険金日額     | 8,000円  | 5,000円  | 3,000円  |
|                       | 通院保険金日額     | 5,000円  | 3,000円  | 2,000円  |
| 賠償責任保険金額              |             | 1億円     | 1億円     | 1億円     |
| 合 計 保 険 料<br>(1年分一時払) |             | 3,000円  | 2,000円  | 1,500円  |

### ②2年間補償プラン (保険期間：平成25年4月1日午後4時から平成27年4月1日午後4時まで2年間)

| 2年間一括コース              |             | 保 険 金 額 |         |         |
|-----------------------|-------------|---------|---------|---------|
|                       |             | Dセット    | Eセット    | Fセット    |
| 傷<br>害                | 死亡・後遺障害保険金額 | 6,650千円 | 4,450千円 | 2,200千円 |
|                       | 入院保険金日額     | 8,000円  | 5,000円  | 3,000円  |
|                       | 通院保険金日額     | 5,000円  | 3,000円  | 2,000円  |
| 賠償責任保険金額              |             | 1億円     | 1億円     | 1億円     |
| 合 計 保 険 料<br>(2年分一時払) |             | 5,000円  | 3,500円  | 2,500円  |

### ③3年間補償プラン (保険期間：平成25年4月1日午後4時から平成28年4月1日午後4時まで3年間)

| 3年間一括コース              |             | 保 険 金 額 |         |         |
|-----------------------|-------------|---------|---------|---------|
|                       |             | Gセット    | Hセット    | Iセット    |
| 傷<br>害                | 死亡・後遺障害保険金額 | 6,150千円 | 5,080千円 | 2,850千円 |
|                       | 入院保険金日額     | 8,000円  | 6,000円  | 3,500円  |
|                       | 通院保険金日額     | 5,000円  | 3,000円  | 2,000円  |
| 賠償責任保険金額              |             | 1億円     | 1億円     | 1億円     |
| 合 計 保 険 料<br>(3年分一時払) |             | 7,000円  | 5,300円  | 3,800円  |

<本プランにセットされている主な特約>

傷害条項の被保険者1名限定特約、通院保険金支払特約、長期保険特約(2年間補償プラン、3年間補償プランに適用)

(注) 保険金額はご加入いただいた被保険者の人数に従った割引率で決定されますので、募集の結果、上記と異なる保険金額に変更される場合があります。この場合、死亡・後遺障害保険金額を割引率に応じた金額とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

### ★ お 申 込 方 法 ★

添付の「自転車総合補償制度申込書(加入申込票)」の下半分『払込取扱票』に上半分の書き方見本をご参照のうえご記入頂き、最寄のゆうちょ銀行・郵便局にて3月31日までに保険料をお払い込みください。  
(払込手数料は無料です。)

|                                                                  |                                                                             |
|------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 【取扱代理店】                                                          | 【引受保険会社】                                                                    |
| 株式会社ほけんネット21（担当：野町、西森）<br>住 所：高知市横浜新町5-2002<br>電話番号：088-842-7475 | 三井住友海上火災保険株式会社<br>高知支店 高知第二支社（担当：長尾）<br>住 所：高知市駅前町4-15<br>電話番号：088-824-5795 |

## ご加入いただく保険の内容

※印を付した用語については、3ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

| 【欄外注】 ●自転車総合保険の傷害保険金は、保険期間中の次に掲げる事故によるケガ※が保険金お支払の対象となります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                        |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①自転車に搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガ ②運行中の自転車との衝突、接触によるケガ                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                        |
| 保険金の種類                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 保険金をお支払いする場合                                                                                                                                                                                           |
| 傷害保険金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | <b>死亡保険金</b><br>被保険者（*）が、保険期間中の日本国内における【欄外注】のいずれかに該当するケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合<br>（*）被保険者は、加入者証の「被保険者名」欄に記載の方となります。                                                                       |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | <b>後遺障害保険金</b><br>保険期間中の日本国内における【欄外注】のいずれかに該当するケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に被保険者（*）に後遺障害※が生じた場合<br>（*）被保険者は、加入者証の「被保険者名」欄に記載の方となります。                                                                  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | <b>入院保険金</b><br>被保険者（*）が、保険期間中の日本国内における【欄外注】のいずれかに該当するケガ※の治療※のため、入院※（入院に準ずる状態※を含みます。）され、平常の生活またはお仕事ができない場合<br>（*）被保険者は、加入者証の「被保険者名」欄に記載の方となります。                                                        |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | <b>通院保険金</b><br>被保険者（*）が、保険期間中の日本国内における【欄外注】のいずれかに該当するケガ※のため、平常の生活またはお仕事に支障※が生じ、通院※された場合<br>（*）被保険者は、加入者証の「被保険者名」欄に記載の方となります。<br>（注）通院されない場合であっても、ケガの部位・態様により、平常の生活またはお仕事に著しい支障が生じたときは、その日数を通院日数に含めます。 |
| 賠償責任保険金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 自自転車の所有、使用または管理に起因して、保険期間中に日本国内において発生した偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合<br>（注）被保険者の範囲は、本人、配偶者※および本人またはその配偶者と生計を共にする同居の親族（6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。）・別居の未婚※の子となります。                 |
| <b>保険金のお支払額</b><br>死亡・後遺障害保険金額の全額を死亡保険金受取人（定めなかった場合は被保険者の法定相続人）にお支払いします。<br>（注）既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額となります。<br>保険期間が1年を超える保険契約においては、その事故の発生した保険年度※と同一の保険年度に生じた事故によるケガ※に対して既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額となります。<br>後遺障害※の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の100%～3%をお支払いします。<br>（注1）被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療※を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師※の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害保険金をお支払いします。<br>（注2）既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする後遺障害保険金は、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。<br>保険期間が1年を超える保険契約においては、その事故の発生した保険年度※と同一の保険年度に生じた事故によるケガ※に対して既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額が限度となります。<br>[入院保険金日額※] × [入院※の日数または入院に準ずる状態※の日数]をお支払いします。<br>（注1）事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対しては、入院保険金をお支払いしません。<br>（注2）入院保険金をお支払いする期間中にさらに入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、入院保険金を重ねてはお支払いしません。<br>[通院保険金日額※] × [通院※の日数]をお支払いします。<br>（注1）事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対しては通院保険金をお支払いしません。また、お支払いする通院の日数は90日が限度となります。<br>（注2）平常の生活またはお仕事に支障がない程度に治った時以降の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。<br>（注3）入院保険金をお支払いする期間中に通院された場合は、通院保険金をお支払いしません。<br>（注4）通院保険金をお支払いする期間中にさらに通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、通院保険金を重ねてはお支払いしません。<br>損害賠償請求権者に対して負担する法律上の賠償責任の額および判決による遅延損害金、損害防止費用等をお支払いします。<br>（注1）法律上の賠償責任の額および判決による遅延損害金のお支払額は、1回の事故につき、賠償責任保険金額が限度となります。<br>（注2）損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。<br>（注3）補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。 |                                                                                                                                                                                                        |

●この保険には、「傷害条項の被保険者1名限定特約」がセットされるため、上記表の各保険金額には同特約をセットした後の補償内容を掲載しています。

| 保険金の種類                                      | 保険金をお支払いしない主な場合                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|---------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>傷害保険金</b><br>(死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金) | ●被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※ ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ ●戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)<br>●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●自転車を用いて競技等※を<br>している間のケガ ●原因がわからないときでも、頸(けい)部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学<br>的他覚所見※のないもの など |
| <b>賠償責任保険金</b>                              | ●保険契約者または被保険者の故意による損害 ●戦争、その他の変乱※、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津<br>波による損害 ●被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●他人から借りたり預かったりした物を壊した<br>ことによる損害賠償責任 ●被保険者と同居する親族※に対する損害賠償責任 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 など                                                                                          |

※印の用語のご説明

- 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
- 「医師」とは、被保険者が医師の場合は、被保険者以外の医師をいいます。
- 「競技等」とは、競技または興行(\*)をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。  
(\*) いずれもそのための練習を含みます。
- 「頸(けい)部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。  
「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。  
「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。  
「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。  
「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(\*)を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。  
① 細菌性食中毒 ② ウイルス性食中毒  
(\*) 継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
- 「後遺障害」とは、治療※の効果で医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったもの  
または身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見※のないものを除きます。
- 「親族」とは、6親等内の血族、配偶者※および3親等内の姻族をいいます。
- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
- 「治療」とは、医師※による治療をいいます。
- 「通院」とは、治療※が必要な場合において、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。
- 「通院保険金日額」とは、加入者証等記載の通院保険金日額をいいます。
- 「入院」とは、治療※が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師※の管理下において治療に専念することをいいます。
- 「入院に準ずる状態」とは、両眼の矯正視力が0.06以下になっている場合、両耳の聴力または咀嚼(そ)しゃく・言語機能を失っている場合など普通保険約款記  
載の状態に該当し、かつ、治療※を受けた状態をいいます。
- 「入院保険金日額」とは、加入者証等記載の入院保険金日額をいいます。
- 「配偶者」とは、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方を含みます。
- 「保険年度」とは、保険期間の初日から起算して1年間を第1保険年度といいますが、その後は満期日まで順次1年間ずつ、第2保険年度、第3保険年度…といいま  
す。ただし、保険期間に1年未満の端日数がある保険契約の場合には、第1保険年度については、始期日からその端日数期間、第2保険年度については、第1保  
険年度の末日の翌日から1年間とし、以後同様とします。
- 「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

- すべてのご契約に「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動的にセットされ、保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱※、暴動」につい  
ては、テロ行為はお支払の対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその  
主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

## ご加入内容確認事項

ご加入手続に際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容である  
こと、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。

万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご確認ください。「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等  
については、ご加入の要否をご確認ください。

保険金のお支払事由(主契約、セットしている特約を含みます)  
保険金額(ご契約金額)  
保険期間(保険のご契約期間)  
保険料・保険料払込方法

2. 加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。

内容をよくご確認ください、加入申込票に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。

記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

皆さまがご確認ください。

- ・加入申込票の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか?
- ・加入申込票の「職業・職務」欄は正しくご記入いただいていますか?  
または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認くださいませましたか?
- ・加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか?
- \* 加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。



本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が本保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループ会社が、本保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、本保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

詳細は、三井住友海上ホームページ（<http://www.ms-ins.com>）をご覧ください。

## ＜ご加入にあたっての注意事項＞

- この保険で被保険者（補償の対象者）となれる方の範囲は、高知県高等学校PTA連合会に所属する学校に在籍する生徒／学生（入学等手続を終えた方を含みます。）です。お申込人となれる方は高知県高等学校PTA連合会に所属する学校に在籍する生徒／学生の保護者に限ります。
- お客さまのご加入内容が登録されることがあります。  
損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。
- ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
- この保険の保険期間は1・2・3年間となります。次のような場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。  
◎著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合
- 柔道整復師（接骨院、整骨院等）による治療の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼（はり）・灸（きゅう）・マッサージなどの医療類似行為については、被保険者以外の医師の指示に基づいて行われた治療のみ、お支払いの対象となります。

### 6. 事故が起こった場合の手続

#### （1）事故が起こったときの引受保険会社へのご連絡

取扱代理店または引受保険会社へご連絡ください。保険金請求の手続につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金支払事由に該当した日から30日以内にご連絡がない場合もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

#### （2）保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行うときは、引受保険会社が求める書類をご提出いただきます。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

#### 【ご提出いただく書類】

以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの

- ・引受保険会社所定の保険金請求書 ・引受保険会社所定の同意書 ・事故原因・損害状況に関する資料
- ・被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料（住民票、健康保険証（写）等）
- ・引受保険会社所定の診断書 ・診療状況申告書 ・公の機関（やむを得ない場合は第三者）等の事故証明書 ・死亡診断書
- ・他から支払われる保険金・給付金等の額を確認する書類
- ・引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類
- ・他から支払われる損害賠償金・保険金、給付金等の額を確認する書類 ・損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類

事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

- （3）賠償責任条項の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

#### （4）代理請求人について

高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいない場合には、引受保険会社の承認を得て、被保険者と同居または生計を共にする配偶者等（以下「代理請求人」といいます。詳細は下記の（注）をご参照ください。）が保険金を請求できることがあります。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。また、**本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。**

#### （注）①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者（＊）」

- ②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」

- ③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「上記①以外の配偶者（＊）」または「上記②以外の3親等内の親族」

（＊）「配偶者」とは、法律上の配偶者に限ります。

#### （5）保険金支払いの履行期

引受保険会社は、保険金請求に必要な書類（注1）をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認（注2）を終えて保険金をお支払いします。（注3）

（注1）保険金請求に必要な書類は、「（2）保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。「代理請求人」が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。

（注2）保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

（注3）必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

# 重要事項のご説明

## 契約概要のご説明（自転車総合保険）

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入ください。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、自転車総合保険普通保険約款・特約によって定まります。ご不明な点については取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- 取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約は、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

### 1. 商品の仕組みおよび引受条件等

#### (1) 商品の仕組み

この保険（自転車総合保険）は、被保険者（補償の対象者）が自転車で搭乗中の事故または運行中の自転車との衝突・接触による事故によりケガをされた場合、自転車の所有、使用、管理に起因して発生した事故により法律上の賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。「病気」は保険金お支払いの対象とはなりませんのでご注意ください。なお、被保険者の範囲は次のとおりです。

|          |                                                                                                     |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 傷害保険金（*） | 加入申込票の被保険者欄記載の方をいいます。                                                                               |
| 賠償責任保険金  | 本人、配偶者および本人または配偶者と生計を共にする同居の親族（本人の6親等内の血族および3親等内の姻族）、本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子をいいます。ただし、責任無能力者は含みません。 |

（\*）傷害条項の被保険者1名限定特約をセットしています。

（注1）上記家族構成は事故発生時のものをいいます。

（注2）未婚とは、これまでに婚姻歴のないものをいいます。

#### (2) 補償内容

保険金をお支払いする場合は、本パンフレット2ページのとおりです。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

##### ①保険金をお支払いする場合（支払事由）と保険金のお支払額

本パンフレット「ご加入いただく保険の内容」（2ページ）をご参照ください。

##### ②保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）

本パンフレット「ご加入いただく保険の内容」（3ページ）をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されています。

##### (3) セットできる主な特約およびその概要

本パンフレットの〈保険金額と保険料〉×本プランにセットされている特約（1ページ）をご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

##### (4) 保険期間

この保険の保険期間は、1年間・2年間・3年間です。なお、お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

##### (5) 引受条件

ご加入いただく保険金額については、次の点にご注意ください。詳しくは取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、加入申込票の「セット型」欄および本パンフレットの保険金額欄、普通保険約款・特約等にてご確認ください。

・保険金額は被保険者の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受できない保険金額・ご契約条件等もありますのであらかじめご承知おください。

### 2. 保険料

保険料は保険金額・保険期間・ご加入いただいた被保険者の人数等により決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、加入申込票の合計保険料欄にてご確認ください。

### 3. 保険料の払込方法について

本パンフレット（1ページ）をご参照ください。

### 4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

### 5. 解約返れい金の有無

ご契約の解約に際しては、ご契約の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたしますが、始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加のご請求をさせていただく場合があります。詳細は「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

## この保険商品に関するお問い合わせは

### 【取扱代理店】

株式会社ほけんネット21 TEL 088-842-7475

### 三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」 0120-632-277（無料）

【受付時間】 平日 9:00～20:00

土日・祝日 9:00～17:00（年末・年始は休業させていただきます。）

### 万一、事故が起こった場合は

取扱代理店または事故受付センターまでご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス

「三井住友海上事故受付センター」

0120-258-189（無料）

事故は いち早く

## 指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808 【ナビダイヤル(有料)】

受付時間：平日 9:15～17:00

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<http://www.sonpo.or.jp/>）

## 注意喚起情報のご説明（自転車総合保険）

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入ください。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、自転車総合保険普通保険約款・特約によって定まります。ご不明な点については取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- 取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約は、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

### 1. ご契約申込みの撤回等（クーリングオフ）

この保険は高知県高等学校PTA連合会が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

特にご注意ください。

### 2. 告知義務・通知義務等

#### (1) ご加入時における注意事項（告知義務—加入申込票の記載上の注意事項）

被保険者（補償の対象者）には、ご加入時に危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めたもの（告知事項）について事実を正確に告知いただく義務（告知義務）があり、取扱代理店には告知受領権があります（取扱代理店に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。）。加入申込票に記載された内容のうち、◎印がついている項目が告知事項です。この項目が、故意または重大な過失によって事実と異なっている場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

「自転車総合保険」のご加入では次の事項について十分ご注意ください。

- 他の保険契約等に関する情報（同種の危険を補償する他の保険契約等で、傷害疾病保険・普通傷害保険・家族傷害保険・交通事故傷害保険・共済契約等をいい、いずれも積立保険を含みます。）。

#### (2) その他の注意事項

■同種の危険を補償する他の保険契約等（\*）で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求履歴欄にその内容を必ず記載ください。

（\*）「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、傷害疾病保険・普通傷害保険・家族傷害保険・交通事故傷害保険・共済契約等をいい、いずれも積立保険を含みます。

■保険金受取人について

|             |       |                                                                                                                                                                                                              |
|-------------|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 受<br>取<br>人 | 死亡保険金 | ・死亡保険金は、特に死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。<br>(注) 死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。被保険者の同意のないままにご契約なされていたときは、保険契約が無効となります。<br>また、ご契約後に死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。 |
|             | 上記以外  | ・普通保険約款・特約に定めております。                                                                                                                                                                                          |

■ご加入後、申込人の住所などを変更される場合も、遅滞なくご通知いただく必要があります。ご通知いただけない場合は、重要なお知らせやご案内ができないこととなります。

■被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約の傷害条項（\*）の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約の傷害条項を解約しなければなりません。

- ①この保険契約の傷害条項の被保険者となることについて、同意していなかった場合
- ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、以下のいずれかに該当する行為があった場合
  - ・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
  - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ④②および③の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約の傷害条項の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
- ⑤保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約の傷害条項の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書等が必要となります。

（\*）保険契約の傷害条項

その被保険者にかかわる部分に限ります。

■補償重複

法律上の賠償責任などの補償のご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約を含みます。）が他にある場合、補償が重複することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえで、ご加入ください。

<補償が重複する可能性のある主なご契約>

| 今回ご加入いただく補償     | 補償の重複が生じる他の保険契約の例 |
|-----------------|-------------------|
| 自転車総合保険 賠償責任保険金 | 自動車保険 日常生活賠償特約    |

### 3. 補償の開始時期

- (1) 始期日の午後4時に補償を開始します。
- (2) 保険料は、本パンフレット（1ページ）記載の方法により払込みください。本パンフレット（1ページ）記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いできません。

### 4. 保険金をお支払いしない主な場合等（主な免責事由）

特にご注意ください。

#### (1) 保険金をお支払いしない主な場合

本パンフレット「ご加入いただく保険の内容」（3ページ）をご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

#### (2) 重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ②保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③他の保険契約等との重複により、死亡・後遺障害保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ④上記のほか、①～③と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

## 5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は、本パンフレット（1ページ）記載の方法により払込みください。本パンフレット（1ページ）記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。またご契約を解除させていただくことがあります。

## 6. 失効について

ご加入後に被保険者が死亡された場合にはこの保険契約は失効となります。

なお、死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。詳細は、取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。

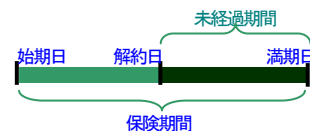
## 7. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退（解約）される場合は、取扱代理店または引受保険会社へ速やかにお申し出ください。

・脱退（解約）日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。

ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

・始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。



## 8. 保険会社破綻時等の取扱い

<経営破綻した場合等の保険契約者の保護について>（平成24年12月現在）

・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。

・引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しております。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となっておりますので、引受保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は保険期間が1年以内の場合は80%まで、保険期間が1年超の場合は90%まで補償されます。ただし、保険期間が1年以内の場合は破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金、保険期間が1年超の場合は破綻前の事故による保険金は100%補償されます。

### この保険商品に関するお問い合わせは

#### 【取扱代理店】

株式会社ほけんネット21 TEL 088-842-7475

#### 三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」 0120-632-277（無料）

【受付時間】平日 9:00~20:00

土日・祝日 9:00~17:00（年末・年始は休業させていただきます。）

#### 万一、事故が起こった場合は

取扱代理店または事故受付センターまでご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス

「三井住友海上事故受付センター」

0120-258-189（無料）

事故は いち早く

### 指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808 【ナビダイヤル(有料)】

受付時間：平日 9:15~17:00

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)